

危機管理・生活安全担当

防犯カメラの設置促進に向けた補助制度の見直しについて

1 これまでの経過

区は、平成15年度から、「港区安全安心まちづくり補助金交付要綱」（以下「要綱」といいます。）に基づき、地域団体が設置する防犯カメラについて、設置費用の4分の3を補助する制度を開始しました。

一方、東京都（以下「都」といいます。）は、平成16年度から「東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱」に基づき、区への間接補助の形で、補助制度を開始しました。

都の補助制度は、地域団体の負担割合が6分の1と、区の補助制度の4分の1と比べ、低く抑えられていますが、補助対象を「安全・安心まちづくり推進地区※（以下「推進地区」といいます。）」内の地域団体に限定していることから、区は対象地区を限定しない独自の補助制度により支援を行ってきました。

※ 「安全・安心まちづくり推進地区」は、地域の意向を踏まえ、区が治安上、特に問題の多い地域又は安全・安心まちづくりの推進が必要と判断する地域を選定し、都に報告するものです。

区は、平成16年から六本木地区（六本木三丁目～七丁目）を、平成23年から赤坂地区（元赤坂一・二丁目、赤坂一丁目～九丁目）を推進地区に選定しています。

2 区の防犯カメラの設置補助制度の考え方及び推進地区の扱い

（1）区の防犯カメラの設置補助制度の考え方

近年、子供が被害に遭う事件・事故の発生や、民泊の普及に伴う住宅地への多数の来街者の流入に対する周辺住民の不安感等の増大を受け、犯罪等の抑止効果が期待でき、地域の見守り機能を担う防犯カメラに対するニーズが高まっています。

区は今後、地域団体及び区の負担軽減となる都の補助制度を活用するよう、補助制度を見直し、広く防犯カメラの設置を促進していくこととします。

（2）推進地区の扱い

推進地区については、該当地区の治安が悪いというマイナスイメージを与えるおそれもあり、選定に関しては、地域住民の意向を十分に考慮する必要があります。

このたび、都と協議した結果、治安上の問題の多寡にかかわらず、区が防犯カメラの設置の支援が必要と認めた地区については、推進地区と異なる名称であっても、都は補助の対象とするとの見解を示しました。

今後、推進地区以外で防犯カメラの設置を希望する地域団体の地区を新たに「港区防犯カメラ設置支援地区」として都に報告し、広く区内で都の補助制度を活用し、防犯カメラの設置を促進していきます。

3 補助制度の見直しについて

(1) 負担割合等の改正

負担割合について、下表のとおり、地域団体の負担を現行の4分の1から6分の1に改めます。

なお、都の補助制度は、町会と商店会とで資金力が異なるとの理由により、地域団体の負担割合について、町会等を6分の1、商店会等を6分の2としています。

区はこれまで町会・商店会の区別なく、同じ負担割合により支援しており、今後も公平に支援を実施する必要があることから、全ての地域団体の負担割合を6分の1とします。

また、補助上限額について、現行の制度では、1地域団体につき2,000万円の設置工事までが補助対象となるよう、上限額を1,500万円と設定しています。

補助制度の見直し後も同規模の工事を補助対象とするため、区の負担割合を4分の3から6分の5に改めることに伴い、補助上限額を1,700万円に改めます。

●改正内容（（ ）内は設置費が600万円の場合の負担額の例示）

【現行】

| | 町会、 商店会等 | 上限額 |
|----------|----------------|---------|
| 地域 団体 | 1/4 (150万円) | — |
| 区 | 3/4 (450万円) | 1,500万円 |

【改正案】

| | 町会等 | 商店会等 | 上限額 |
|-------------|------------------|------------------|----------------------------|
| 地域 団体 | 1/6 (100万円) | 1/6 (100万円) | — |
| 区 | 5/6 (500万円) | 5/6 (500万円) | 1,700万円 |
| | 2/6* (200万円*) | 3/6* (300万円*) | |
| 都 (区に交付) | 3/6 (300万円) | 2/6 (200万円) | 300万円(単独団体) 450万円(複数団体) |

※ 都の補助金歳入後の実質的な負担割合及び負担額

●参考（令和元年度の申請予定額（7団体、計89台）に適用した場合の財政負担の比較）

【現行】

| | 負担額（円） |
|----------|------------|
| 地域 団体 | 14,351,040 |
| 区 | 36,855,000 |
| 合計 | 51,206,040 |

【改正案】

| | 負担額（円） | 負担額の増減（円） |
|----------|------------|---------------|
| 地域 団体 | 8,534,340 | △5,816,700(減) |
| 区 | 29,093,580 | △7,761,420(減) |
| 都 | 13,578,120 | 13,578,120(増) |
| 合計 | 51,206,040 | — |

(2) 補助制度の適正化

- 区の支援を受けて設置した防犯カメラの更新については、一般的な耐用年数等を考慮し、設置から7年を経過した場合を補助対象とします。
- 必要かつ妥当な機能を備えた防犯カメラへの補助とするため、防犯カメラ1台当

たりの補助上限額を60万円とします。

- 撮影箇所が近接し、又は重複することのないよう、設置計画について事前に協議し、適切かつ効率的に設置を支援します。

【改正内容】

| | 現行 | 改正案 |
|------------------|------|--|
| 防犯カメラの更新に対する補助要件 | 制約なし | 設置から7年を経過した場合 (区の支援を受けて設置した防犯カメラのみ) |
| 防犯カメラ1台当たりの補助上限額 | 制約なし | 1台当たり60万円 |

(3) 設置工事の時期

都は、例年7月に区市町村から翌年度の防犯カメラの設置予定の報告を受けた上で、翌年度7月に当該年度の補助金の交付申請を受け、9月の交付決定後から翌年3月までに設置工事を行う地域団体を補助対象としています。

これまで区は、工事の時期について制約を設けていませんでしたが、今後は、10月以降に工事を実施することを補助金の交付要件とします。

4 実施時期

令和2年度に設置を計画している防犯カメラについて、今年度9月に事業計画を受け付け、令和2年度の設置工事終了後に補助金を交付します。

5 今後のスケジュール

令和元年 8月上旬

改正要綱施行

(9月に翌年度の事業計画書の受付を行う部分のみ施行し、その他の改正内容は令和2年4月から施行します。)

地域団体に補助制度改正の説明及び区ホームページによる周知

9月2日～30日 地域団体から令和2年度分の事業計画書の受付